一般財団法人久留米市開発公社個人情報保護規程

（目的）

第１条　この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、一般財団法人久留米市開発公社（以下「財団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、財団の事業の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　個人情報　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2)　個人情報データベース等　特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理し、若しくは分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3)　個人データ　個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4)　保有個人データ　財団が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの又は６月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

ア　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ　当該個人データの存否が明らかになることにより、違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ　当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5)　本人　個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(6)　職員等　財団の役員及び職員並びに財団の指揮命令を受けて財団の業務に従事する者をいう。

(7)　文書等　財団の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、財団の職員等が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞，雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（財団の責務）

第３条　財団は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

（職員等の義務）

第４条　職員等又は職員等であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（利用目的の特定）

第５条　財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

２　財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認

められる範囲で行うものとする。
３　財団は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
（個人情報の利用目的等の登録）
第６条　財団は、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供の方法等を定める個人情報業務登録票（様式第１号）を作成するものとする。
（利用目的による制限）
第７条　財団は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前２条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
２　財団は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱ってはならない。
３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前２条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
(1)　法令に基づく場合
(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
４　財団は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。
（適正な取得）
第８条　財団は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行わなければならない。
２　財団は、原則として思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
３　財団は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1)　本人の同意があるとき。
(2)　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとき。
(3)　個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
（取得に際しての利用目的の通知等）
第９条　財団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
２　財団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
３　前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
(1)　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他

の権利利益を害するおそれがある場合

(2)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(3)　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（個人データの適正管理）

第１０条　財団は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

２　財団は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

３　財団は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

４　財団は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを確実かつ速やかに破棄し、又は削除しなければならない。

５　財団は、個人データの取扱いの全部又は一部を財団以外の者に委託するときは、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人データの第三者提供）

第１１条　財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1)　法令に基づく場合

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

２　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)　財団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2)　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3)　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

３　財団は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第１２条　財団は、保有個人データを利用する事務に関し、次に掲げる事項を記載した個人情報業務登録票（様式第１号）等を作成し、本人から閲覧の申出又は内容の照会があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

(1)　保有個人データの利用目的（第９条第３項各号のいずれかに該当する場合を除く。）、記録項目、

対象者の範囲及び取得先

(2)　次項（利用目的通知の求め）、次条（保有個人データの開示の求め），第１９条（訂正等の求め）又は第２３条第１項若しくは第２項（利用停止の求め等）の規定による求めに応じる手続

(3)　苦情の申出先

(4)　前３号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として財団が別に定めるもの

２　財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、第９条第３項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

３　財団は、前項の規定に基づき求められた個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（保有個人データの開示の求め）

第１３条　財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1)　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2)　財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3)　他の法令に違反することとなる場合

（開示の求めの手続）

第１４条　前条の規定による開示の求め（以下「開示の求め」という。）は、次に掲げる事項を記載した個人情報開示等請求書（様式第２号）を財団に提出しなければならない。

(1)　開示の求めをする者の住所、氏名、電話番号

(2)　開示の求めに係る個人情報の記録の内容

２　開示の求めをしようとする者は、財団に対し、当該開示の求めに係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で、財団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

（開示の求めに対する措置）

第１５条　財団は、開示の求めに係る保有個人データの全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨を個人情報開示等請求承諾通知書（様式第３号）又は個人情報開示等請求一部承諾通知書（様式第４号）により通知するものとする。

２　財団は、開示の求めに係る保有個人データの全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨を個人情報開示等請求拒否通知書（様式第５号）により通知するものとする。

３　財団は、第１項の決定をする場合において、開示の求めに係る保有個人データに第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示決定等の期限）

第１６条　前条第１項及び第２項の決定は、開示の求めがあった日の翌日から起算して１４日以内にしなければならない。

２　財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、財団は、開示の求めをした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を個人情報開示等決定延期通知書（様式第６号）書面により通知するものとする。

（開示の方法）

第１７条　開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

（費用負担）

第１８条　保有個人データの開示に係る文書等の写しの交付を受けるものは、別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

２　費用は、文書等の写しの交付を行う際に徴収する。

（訂正等の求め）

第１９条　財団は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行うものとする。

（訂正等の求めの手続）

第２０条　前条の規定による訂正等の求め（以下「訂正等の求め」という。）は、次に掲げる事項を記載した個人情報開示等請求書を財団に提出しなければならない。

(1)　訂正等の求めをする者の住所、氏名、電話番号

(2)　訂正等の求める箇所及び訂正等の内容

２　第１４条第２項の規定は、訂正等の求めをしようとする者について準用する。

（訂正等の求めに対する措置）

第２１条　財団は、訂正等の求めに係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該訂正等の求めをした者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を個人情報訂正等通知書（様式第７号）により通知するものとする。

第２２条　前条の決定は、訂正等の求めがあった日の翌日から起算して２８日以内にしなければならない。

２　第１６条第２項の規定は，前条の決定について準用する。

（利用停止等の求め）

第２３条　財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第７条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第８条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するため必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　財団は、本人から，当該本人が識別される保有個人データが第１１条第１項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（利用停止等の求め等の手続）

第２４条　前条第１項の規定による利用停止等の求め及び同条第２項の規定による提供の停止の求め（以下「利用停止等の求め等」という。）は、次に掲げる事項を記載した個人情報開示等請求書を財団に提出しなければならない。

(1)　利用停止等の求め等をする者の住所、氏名、電話番号

(2)　利用停止等又は提供の停止を求める内容及び理由

２　第１４条第２項の規定は、利用停止等の求め等をしようとする者について準用する。

（利用停止等の求め等に対する措置）

第２５条　財団は、第２２条第１項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部に

ついて利用停止等を行ったとき、若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は同条第２項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、当該利用停止等の求め等をした者に対し、その旨を個人情報訂正等通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（利用停止等の求め等の決定の期限）

第２６条　前条の決定は、利用停止等の求め等があった日の翌日から起算して２８日以内にしなければならない。

２　第１６条第２項の規定は、前条の決定について準用する。

（異議の申出）

第２７条　開示の求め、訂正等の求め又は利用停止等の求め等をした者は、当該求めに係る決定等について不服があるときは、当該決定等を知った日の翌日から起算して６０日以内に、財団に対し異議申出書（様式第８号）を提出することにより異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

（異議申出に対する措置）

第２８条　財団は、異議申出があった場合は、当該異議申出に係る決定等について、再度検討を行ったうえで、当該異議申出に対する決定を行い、個人情報開示等の異議申出に対する決定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（異議申出の決定の期限）

第２９条　前条の決定は､異議申出があった日の翌日から起算して１４日以内にしなければならない。

（個人情報保護管理者）

第３０条　財団は、個人情報の適正な管理のため個人情報保護管理者を定め、財団における個人情報の適正な管理に必要な措置を行わなければならない。

２　個人情報保護管理者は、本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員等に対する教育訓練等を行わなければならない。

（苦情処理）

第３１条　財団は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速な処理するよう努めるとともに、そのために必要な体制整備に努めるものとする。

（委任）

第３２条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は理事長が定める。

附　則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。